

【第5グループ】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び 第3様式に基づく分類	配点	社会福祉法人流山市社会福祉協議会
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	14	11.5
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	18	13.7
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	18	13.3
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	18	13.7
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	32	23.2
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
小 計		100	75.4
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	5.0
	市内経済の活性化	1	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	1.0
	女性の活躍推進	2	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0
合 計		110	82.4